

令和6年度 集団指導

児童系サービス

○月△日(□)
日直

川口市福祉部福祉監査課 指導第1係



目次

1) 総合的な支援の推進

- ① 総合的な支援の推進
- ② 事業所の支援プログラムの作成・公表
- ③ 児童指導員等加配加算の見直し
- ④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

2) 関係機関との連携の強化

- ① 関係機関連携加算の見直し
- ② 事業所間連携加算の新設

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

- ① 通所自立支援加算の新設
- ② 自立サポート加算の新設

4) 医療的ケア児童等への支援の充実

- ① 入浴支援加算の新設
- ② 送迎加算の見直し

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

- ① 強度行動障害児支援加算の見直し
- ② 集中的支援加算の新設

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

- ① 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の新設
- ② 人工内耳装用児支援加算の見直し
- ③ 個別サポート加算（Ⅰ・Ⅱ）の見直し

7) 不登校児童への支援の充実

- ① 個別サポート加算（Ⅲ）の新設

8) 家族支援の充実

- ① 家族加算の見直し
- ② 子育てサポート加算の新設

9) 預かりニーズへの対応

- ① 延長支援加算の見直し

10) 事業所におけるインクルージョン

に向けた取組の推進

- ① 保育・教育等移行支援加算の見直し

11) 保育所等訪問支援の充実

- ① 関係機関連携加算の新設
- ② 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入
- ③ 訪問支援員特別加算の見直し
- ④ ケアニーズ対応加算の新設
- ⑤ 多職種連携支援加算の新設
- ⑥ 強度行動障害児支援加算の新設
- ⑦ 家族支援加算の新設

1) 総合的な支援の推進

- ① 総合的な支援の推進
- ② 事業所の支援プログラムの作成・公表
- ③ 児童指導員等加配加算の見直し
- ④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し



1) 総合的な支援の推進

① 総合的な支援の推進

5領域を含めた総合的な支援の提供

5領域

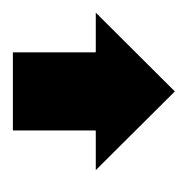
健康・生活

運動・感覚

認知・行動

言語・コミュニケーション

人間関係・社会性



個別支援計画等において、
サービス内容と5領域との関連性を明記

1) 総合的な支援の推進

① 総合的な支援の推進

《個別支援計画の取扱い》

新たな記載事項： 5領域との関連性
日々の支援に係る計画時間等
日々の延長支援時間等

※令和6年4月以降に作成、見直した個別支援計画が対象

※令和6年4月から10月までの取扱い（経過措置）

計画の見直しまでの期間は、「個別支援計画参考様式」の2枚目「個別支援計画別表」を活用して、計画時間 延長支援に要する時間を定め、個別支援計画と合わせて対応すること。

※経過措置は、令和6年4月30日までに利用を開始した障害児が対象。

※令和6年5月以降に利用を開始した障害児は、新たな記載事項が必要。

1) 総合的な支援の推進

① 総合的な支援の推進

《個別支援計画別表 ※参考様式》

個別支援計画別表								参考様式		
利用児氏名							作成日	年	月	日
	月	火	水	木	金	土	日・祝日			
提供時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間		
	～	～	～	～	～	～	～	～		
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間		
	～	～	～	～	～	～	～	～		
	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間		
	～	～	～	～	～	～	～	～		
	0時00分	0時00分	0時00分	0時00分	0時00分	0時00分	0時00分	0時00分		
延長を必要とする理由										
特記事項										

※ 子ども家庭庁ホームページより

○
月
△
日
(
□
)
日直

1) 総合的な支援の推進

② 事業所の支援プログラムの作成・公表

○支援プログラムの作成・公表

- ・ 5領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画を作成し、公表すること
- ・ 公表は、インターネットの利用その他の方法により、広く公表すること。
- ・ 公表方法、公表内容について、市に届け出ること。

○

月

△

日

(

□

)

日直

1) 総合的な支援の推進

② 事業所の支援プログラムの作成・公表

《支援プログラム ※参考様式（こども家庭庁のホームページより）》

事業所名		支援プログラム（参考様式）		作成日		年		月		日		(別添資料1)	
法人（事業所）理念													
支援方針													
営業時間		時		分から		時		分まで		送迎実施の有無		あり なし	
支 援 内 容													
本人支援	健康・生活												
	運動・感覚												
	認知・行動												
	言語コミュニケーション												
	人間関係社会性												
家族支援						移行支援							
地域支援・地域連携						職員の質の向上							
主な行事等													

※作成・公表が行われていない場合



支援プログラム未公表減算

〇月△日（□）直日

1) 総合的な支援の推進

② 事業所の支援プログラムの作成・公表

○支援プログラムの作成・公表

- ・ 5領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画を作成し、公表すること
- ・ 公表は、インターネットの利用その他の方法により、広く公表すること。
- ・ 公表方法、公表内容について、市に届け出ること。

○支援プログラム未公表減算

- ・ 支援プログラムを作成・公表していない
- ・ 公表方法及び公表内容を、市に届け出していない。

※経過措置

公表の義務化、減算適用は令和7年4月1日から

○

月

△

日

(

□

)

日直



1) 総合的な支援の推進

③ 児童指導員等加配加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

基準人員に加え、と理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を
1 名以上配置

改 正

理学療法士等の専門職による支援は、専門的支援加算を見直すことで評価。
児童指導員等加配加算は、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、
常勤・非常勤の配置形態や、経験年数に応じた評価を行う。

○
月
△
日
(
□
)
日直

1) 総合的な支援の推進

③ 児童指導員等加配加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

基準人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1名（常勤換算）以上配置

- ・ 児童指導員等を配置した場合

・ 配置形態：常勤専従
常勤換算

・ 経験年数：経験5年以上
経験5年未満

- ・ 「その他の従業者」を配置した場合は改正前から変更なし。

※専門的支援体制加算を算定している場合は、

「基準人員 + 専門的支援体制加算の算定に必要な人員 + 1名以上」

※例えば、「経験5年以上の児童指導員」と「経験5年未満のその他の従業者」の2人で「常勤換算1.0」を満たした場合は、低い区分に該当する。

※「経験」とは、児童福祉事業等に從事した経験年数
(幼稚園、特別支援教育に從事した年数を含む)
(資格取得以降の経験に限らない)

1) 総合的な支援の推進

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

○専門的支援加算

基準人員に加え、理学療法士等、児童指導員等を1名以上配置

特別支援加算

理学療法士等を配置し、心理指導を行うための部屋・設備を有する。
特別支援計画を作成し、計画について説明、同意を得る。
訓練記録を作成する。

改正

専門人材の活用と二ーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、
両加算を統合、専門的な支援を提供する体制と、集中的な支援の計画的な実施につ
いて、2段階で評価を行う。

➡ 専門的支援体制加算 専門的支援実施加算の新設

○
月

△

日

(

□

)

日直

1) 総合的な支援の推進

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○専門的支援体制加算

基準人員に加え、と理学療法士等を1名（常勤換算）以上配置

※理学療法士等

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
保育士（保育士として、**5年以上**児童福祉事業に従事）、
児童指導員（児童指導員として、**5年以上**児童福祉事業に従事）
心理担当職員、視覚障害児支援担当職員

※保育士及び、児童指導員として経験には、特別支援学校等の経験は**含まれない**。

※保育士及び、児童指導員として経験は、**資格取得（又は任用）以降の年数**に限る。

○
月
△
日
(
□
)
日直

1) 総合的な支援の推進

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

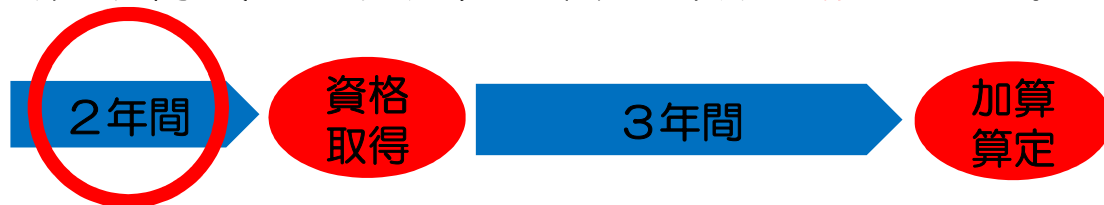
対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

《 「児童福祉事業に従事した経験」 について 》

○児童指導員等加配加算

※特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を**含む**。

※資格取得（又は任用）以降の年数に**限らない**。（＝資格取得前の経験を**含む**）



専門的支援体制加算

※特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育は**含まれない**。

※資格取得（又は任用）以降の年数に**限る**。（＝資格取得前の経験は**含まれない**）



○
月
△
日
(
□
)
日直

1) 総合的な支援の推進

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○専門的支援**実施**加算

- **理学療法士等**を配置

… 常勤換算ではなく**単なる配置**で可。

基準人員として含めている理学療法士等
児童指導員等加配加算上の理学療法士等
専門的支援体制加算上の理学療法士等

} いずれも**可**

- 5領域のうち特定の領域に重点を置いた支援を
行うための**専門的支援実施計画**を作成
- 専門的支援は、**30分以上**を確保する。
- 計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 計画の作成・見直しに当たっては、**計画を説明し、同意**を得る。
- **対象児ごとの支援記録**を作成する。

○
月
△
日
(
□
)
日直

1) 総合的な支援の推進

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

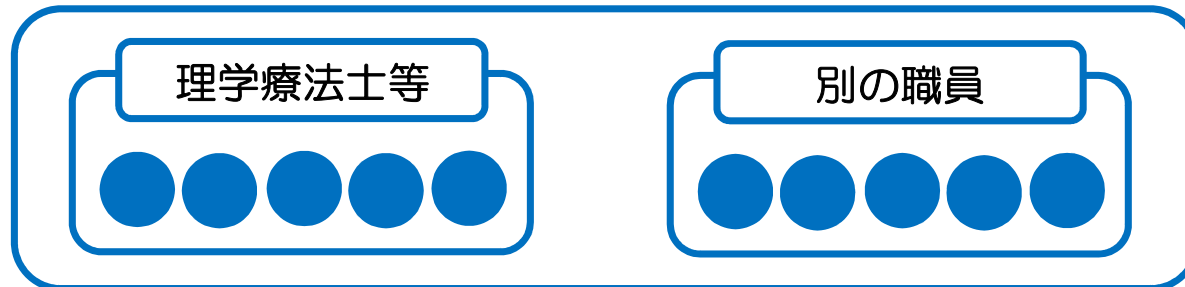
○専門的支援**実施**加算

《専門的支援について》

- ・個別での実施を基本としつつ……
小集団（**5人程度まで**）で実施



別の職員を配置したうえで、**2つまでの小集団**を組み合わせる実施
（この際の別の職員は、基準人員の中で配置することが可能）



3つ以上の
組合せは**不可!!**

○
月
△
日
（
□
）
日直

2) 関係機関との連携の強化

- ① 関係機関連携加算の見直し
- ② 事業所間連携加算の新設



2) 関係機関との連携の強化

① 関係機関連携加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅰ 保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等する。

加算Ⅱ 就学先の小学校や、就労先の企業等との連絡調整を行う。

改正

こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、加算の対象となる関係機関に「医療機関」や「児童相談所」等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

2) 関係機関との連携の強化

① 関係機関連携加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

加算Ⅰ) 保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等する。(旧加算Ⅰ)

加算Ⅱ) 保育所や学校等と、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議等により情報連携を行う(新設)

加算Ⅲ) 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行う(新設)

加算Ⅳ) 就学先の小学校や、就労先の企業等との連絡調整を行う(旧加算Ⅱ)

※あらかじめ、保護者の同意を得る。

※関係機関との日常的な連絡体制の確保に努める。

※会議については、その要旨を記録する。

※オンラインを活用しての会議も可能。

※多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算は、
各サービスで合わせて1回まで。

○
月

△

日

(

□

)

日直

2) 関係機関との連携の強化

② 事業所間連携加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

新 設

障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、**セルフプラン**で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等、情報連携を行った場合の評価を行う。

併せて、セルフプランの場合に、自治体と障害児支援事業所間で、障害児支援利用計画・個別支援計画を共有して活用する仕組みを設ける。

○事業所間連携加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅰ) **コーディネートの中核となる事業所**として、**会議を開催**する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行う。

加算Ⅱ) 加算Ⅰの**会議に参画**する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなど、支援に反映させる。

2) 関係機関との連携の強化

② 事業所間連携加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

○事業所間連携加算Ⅰ

- ・市町村から、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所（**コア連携事業所**）である。
- ・他の事業所との間で、当該児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の**情報共有・支援の連携のための会議を開催**する。
- ・会議の内容及び整理された児の状況や支援に関する要点について、**他の事業所 市町村、保護者**に共有する。
- ・市町村に、**各事業所の個別支援計画**を共有する。
- ・市町村に、障害児相談支援の利用の必要性について、その**要否を報告**する。
- ・保護者に対して、上記の情報を踏まえた相談援助を行う。
- ・上記の情報を、**事業所の従業者に共有**し、必要に応じて個別支援計画を見直す。

○事業所間連携加算Ⅱ

- ・コア連携事業所が開催する**会議に参加**し、**個別支援計画**をコア連携事業所に**共有**する。
- ・上記の情報を、**事業所の従業者に共有**し、必要に応じて個別支援計画を見直す。

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

- ① 通所自立支援加算の新設
- ② 自立サポート加算の新設

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

① 通所自立支援加算の新設

対象：放課後等デイサービス

新 設

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、**通所や帰宅の機会**を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

○通所自立支援加算

学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、**職員が付き添って**計画的に支援を行う。

※重症心身障害児は対象とならない。

※同一敷地内の移動や、極めて短距離の移動などは対象とならない。

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

① 通所自立支援加算の新設

対象：放課後等デイサービス

○通所自立支援加算

- ・児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、**従業者が同行**し、自立しての通所に**必要な知識等を習得**するための支援を行う。
必要な知識：移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法
- ・あらかじめ児童及び保護者の**同意**を得て、必要な事項について、**個別支援計画**に位置付ける。
- ・児童の安全な通所のために必要な体制を確保する。
児童1人につき、従業者1人が基本
児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合は、**従業者1人が、児童2人**に対して支援を行うことが可能。
- ・通所に係る支援の安全確保のための取組を、**安全計画**に位置付ける。
位置付けた安全計画は従業者に**周知**し、**研修**等を行う。
- ・**対象児童ごとに記録**する。

○
月
△
日
(
□
)
日直

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

② 自立サポート加算の新設

対象：放課後等デイサービス

新 設

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

○自立サポート加算

- ・ 高校2年生・3年生を基本。
- ・ 個別支援計画や学校での取組内容を踏まえ、自立サポート計画を作成。
- ・ 自立サポート計画に基づき、必要に応じて地域の商工会や企業と連携して、自己理解の促進に向けた相談援助、必要となる知識技能の習得支援、進路選択に資する情報提供や、体験機会の提供など、必要な支援を行う。
- ・ 自立サポート計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 自立サポート計画の作成・見直しにあたって、児童・保護者に説明し、同意を得る。
- ・ 在籍する学校との日常的な連絡体制を確保し、必要な連携を図る。
- ・ 対象児ごとに記録する。

3) 将来の自立等に向けた支援の充実

② 自立サポート加算の新設

対象：放課後等デイサービス

○自立サポート加算

《自己理解の促進に向けた相談援助について》

- ・想定される取組

適性や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施 等

《必要な知識技能の習得支援について》

- ・想定される取組

生活や職場でのマナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援

《進路選択に資する情報提供や体験機会の提供について》

- ・想定される取組

働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組 等

※ピアの取組 … 障害者が、自らの経験等を生かして他の障害者に対して行う取組。

4) 医療的ケア児童等への 支援の充実

- ① 入浴支援加算の新設
- ② 送迎時加算の見直し



4) 医療的ケア児童等への支援の充実

① 入浴支援加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

新 設

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

○入浴支援加算

- 安全に入浴させるために必要となる設備を備え、衛生的な管理を行う。
- 障害特性、身体状況等も踏まえた安全に入浴させるために**必要な体制**の確保。
- 入浴支援の安全確保のための取組等を**安全計画に位置付ける**
- 事前に障害特性や、家庭における入浴状況等を把握し、**個別支援計画に位置付ける**
- 安全な入浴のために必要な体制を確保したうえで、適切な方法で支援を実施。

4) 医療的ケア児童等への支援の充実

① 入浴支援加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

○入浴支援加算

《安全に入浴させるために必要な体制について》

- ・ 個々の対象児について、入浴方法や支援の体制・手順を書面で整理し、支援にあたる従業者に周知する。
- ・ 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全性及び衛生面の観点から点検を行う。
- ・ 入浴支援に当たる全従業者に対して、「入浴支援の手法」「入浴機器の使用方法」「事故発生時の対応」等について定期的に研修・訓練を実施する。

《入浴支援加算の算定について》

- ・ 浴槽を使用した部分浴：算定可能
- ・ 洗身を伴うシャワー浴：算定可能
- ・ シャワーを浴びせるのみ：算定不可
- ・ 清拭のみ：算定不可

4) 医療的ケア児童等への支援の充実

② 送迎加算の見直し

【 改正前 】

○送迎加算

居宅等と事業所との間の送迎を行う。

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

改 正

医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度も踏まえた評価を行う。

○
月
△
日
(
□
)
日直

4) 医療的ケア児童等への支援の充実

② 送迎加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○送迎加算

- ・ 居宅や学校等と事業所との間の送迎を行う。
- ・ 重症心身障害児については、運転手に加え、**直接処遇職員 1 以上**が同乗する。
（基準人員で可。）
- ・ 医療的ケア児については、運転手に加え、**看護職員等 1 以上**が同乗する。
（喀痰吸引が必要な児童のみの場合は、認定特定行為従事者でも可）

○
月
△
日
(
□
)
日直

5) 強度行動障害を有する児 への支援の充実

- ① 強度行動障害児支援加算の見直し
- ② 集中的支援加算の新設

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

① 強度行動障害児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

○強度行動障害児支援加算

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児に対して支援を行う。

改 正

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、**支援スキルのある職員の配置**や**支援計画の策定等**を求めた上で、評価を充実するとともに、**専門人材の支援の下**、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

① 強度行動障害児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】 児童発達支援

○ 強度行動障害児支援加算

- ・ 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
- ・ 強度行動障害児支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（常勤換算でなく、単なる配置で可。児発管でも可）
- ・ 実践研修修了者が支援計画シートを作成
- ・ 支援計画シートに基づく支援の実施
- ・ 支援計画シートは、3月に1度、見直しを行う。

《 支援計画シートに基づく支援について 》

- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行う場合
実践研修修了者が、原則、2回の支援ごとに、当該児の観察及び、支援計画シートに基づいて支援が行われているか確認する。
- ・ その他の従業者が支援を行う場合
上記に加えて、日々の支援内容について、実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認したうえで支援を行う。

※ 児発管を実践研修修了者として配置した場合は、児発管による直接処遇は不可。
（別の実践研修修了者又は基礎研修修了者が実施すること。）

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

① 強度行動障害児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】 放課後等デイサービス

○強度行動障害児支援加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅰ) 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

強度行動障害児支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置
（常勤換算でなく、単なる配置で可。児発管でも可）

実践研修修了者が支援計画シートを作成

支援計画シートに基づく支援の実施

支援計画シートは、3月に1度、見直しを行う。

《支援計画シートに基づく支援について》

- ・強度行動障害児支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行う場合

実践研修修了者が、原則、2回の支援ごとに、当該児の観察及び、支援計画シートに基づいて支援が行われているか確認する。

- ・その他の従業者が支援を行う場合

上記に加えて、日々の支援内容について、実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認したうえで支援を行う。

※児発管を実践研修修了者として配置した場合は、児発管による直接処遇は不可。

（別の実践研修修了者又は基礎研修修了者が実施すること。）

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

① 強度行動障害児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】 放課後等デイサービス

○強度行動障害児支援加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅱ) 強度行動障害を有する児（児基準30点以上）

強度行動障害児支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置
（常勤換算でなく、単なる配置で可。児発管でも可）

実践研修修了者が支援計画シートを作成

支援計画シートに基づく支援の実施

支援計画シートは、3月に1度、見直しを行う。

中核的人材研修修了者を配置

（常勤換算でなく、単なる配置で可 児発管でも可）

中核的人材研修修了者が、支援計画シート等の作成に係る助言を行う。

※児発管を実践研修修了者として配置した場合は、児発管による直接処遇は不可。

（別の実践研修修了者又は基礎研修修了者が実施すること。）

○
月
△
日
（
□
）
日直

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

② 集中的支援加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

新 設

状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対して、高度な専門性により地域を支援する**広域的支援人材**が、**事業所等を集中的に訪問等**し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価。

集中的支援加算

広域的支援人材

「『強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有する』と都道府県が認めた者であって、地域において支援を行うもの」（都道府県において選定し、名簿を作成。）

※広域的支援人材は、支援終了後に、支援の実施報告書を市・県に提出する。

※強度行動障害児支援加算とあわせて算定可能。

5) 強度行動障害を有する児への支援の充実

② 集中的支援加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

○集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が**事業所を訪問**（オンラインの活用可能）。
 - ・ 広域的支援人材が中心となって、対象児に対して**集中的支援**を実施
- 《集中的支援について》
- ・ 広域的支援人材が**対象児**及び**事業所のアセスメント**を実施
 - ・ 広域的支援人材と事業所が共同し、必要な支援を集中的に実施するための**集中的支援実施計画**を作成（概ね1月に1回以上の頻度で見直し）
 - ・ 事業所において、**広域的支援人材の助言援助**を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画に基づき支援を実施。（実践研修修了者を配置している場合は、支援計画シートも含む。）
 - ・ 広域的支援人材から、訪問又はオンラインの活用により、支援が行われる日及び随時、対象児の状況や支援内容の確認を受ける。
 - ・ 対象児の状況及び支援状況について**記録**を行う。
 - ・ 集中的支援の実施及びその内容について、**保護者に説明し同意**を得る。
 - ・ 広域的支援人材に対して、加算を踏まえた**適切な額の報酬**を支払う。
 - ・ 対象児が複数の事業所を併用している場合は、他の事業所と連携して集中的支援実施計画の作成や支援を行う。（この場合、それぞれの事業所が、それぞれ広域的支援人材の助言・援助を受けている場合は、加算の算定が可能。）
 - ・ 障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること。

6) ケアニーズの高い児への 支援の充実

- ① 個別サポート加算（Ⅰ・Ⅱ）の見直し
- ② 人工内耳装用児支援加算の見直し
- ③ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の新設



6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し

【 改正前 】

児童発達支援

○個別サポート加算Ⅰ

著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査票で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行う。

改正

保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとしたうえで、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

○
月
△
日
(
□
)
日直

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し 改正後

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

児童発達支援

○個別サポート加算Ⅰ

- ・ 著しく重度の障害児に対して支援を行う。

※重度心身障害児

身体に重度の障害がある児童（身体障害者手帳１級・２級）
重度の知的障害がある児童（療育手帳、最重度又は重度と判定）
精神に重度の障害ある児童（精神障害者保健福祉手帳１級）

※改正前と異なり、乳幼児等サポート調査表では判定しないことに注意

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し

【 改正前 】

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

放課後等デイサービス

○個別サポート加算Ⅰ

著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（就学時サポート調査票で13点以上に該当）に対して支援を行う。

改正

行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し

【 改正後 】

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

放課後等デイサービス

○個別サポート加算Ⅰ

- ・ケアニーズの高い障害児に対して支援を行う
- ・ケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行う
- ・著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

《ケアニーズの高い障害児について》

- ・就学時サポート調査表の各項目の合計が13点以上の障害児

《著しく重度の障害児について》

- ・就学時サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

○
月

△

日

（

□

）

日直

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し

【 改正前 】

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

児童発達支援

放課後等デイサービス

○個別サポート加算Ⅱ

要保護・要支援児童（児童相談所等の公的機関等と連携して支援を行う必要がある障害児）に対して、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し、支援を行う。

改正

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算Ⅱについて、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅰ・Ⅱの見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

児童発達支援

放課後等デイサービス

○個別サポート加算Ⅱ

- ・連携先機関等と、障害児への支援の状況等について共有して支援を行うことについて、**児童発達支援計画に位置付け**、保護者の**同意**を得る。

※**連携先機関**：児童相談所、こども家庭センター等の公的機関
要保護児童対策地域協議会、医師 等

- ・連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行う。
- ・支援の状況等を**6月に1回以上**、関係機関と共有する。
- ・共有した記録を**文書で保管**する。
- ・市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があった際は、当該状況等について回答する。

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

② 人工内耳装用児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

○人工内耳装用児支援加算

主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行う。

改 正

難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

➡ 人工内耳装用児支援加算の見直し（加算Ⅰ）
人工内耳装用児支援加算Ⅱの新設

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

② 人工内耳装用児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○人工内耳装用児支援加算Ⅰ

- ・ 児童発達支援センターのみ算定が可能。
- ・ 聴力検査室を有している。
- ・ 基準人員に加えて、言語聴覚士を常勤換算で1以上配置。
- ・ 障害児の状態や個別配慮事項等について、個別支援計画に位置付ける。
- ・ 主治医又は、眼科若しくは耳鼻咽喉科との連携体制が確保されている。
- ・ 地域の関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うとともに、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児への理解や支援を促進する取組を計画的に行う。
(実施内容の要点等について記録する。)

○
月
△
日
(
□
)
日直

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

② 人工内耳装用児支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○人工内耳装用児支援加算Ⅱ

- ・ 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所等が算定可能。
- ・ 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算ではなく、単なる配置で可能）。
- ・ 主治医又は、眼科若しくは耳鼻咽喉科との連携体制が確保されている。
- ・ 地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行う。
（実施内容の要点等について記録する。）

○
月

△

日

（

□

）

日直

6) ケアニーズの高い児への支援の充実

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

③ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の新設

新 設

視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

○視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

- ・意思疎通に関して専門性を有する者を、当該障害児に対して支援を行う**時間帯を通じて**配置し、専門性を有する者が、コミュニケーション支援を行いながら支援を行う。
(常勤換算でなく、**単なる配置で可。児発管でも可**)

※児発管を専門性を有する者として配置した場合は、児発管による直接処遇は**不可**。

《意思疎通に関して専門性を有する人材》

視覚障害) 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができるもの。

聴覚障害又は言語機能障害) 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者

障害のある当事者) 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者。

○
月
△
日
(
□
)
日直

7) 不登校児童への支援の充実

① 個別サポート加算（Ⅲ）の新設



7) 不登校児童への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅲの新設

対象：放課後等デイサービス

新 設

継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

○個別サポート加算Ⅲ

- ・ 不登校の状態にある障害児に対して、**学校との連携**の下、家族への相談援助等を含め、支援を行う。

《不登校の状態にある障害児》

- ・ 「**何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景**」により、**「登校しない、したくともできない状況」**にあるため、**「長期間継続的、断続的に欠席している児童」**（病気・経済的理由を除く）
- ・ 上記に該当し、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童

7) 不登校児童への支援の充実

① 個別サポート加算Ⅲの新設

対象：放課後等デイサービス

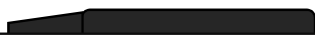
○個別サポート加算Ⅲ

- あらかじめ保護者の**同意**を得て、**個別支援計画に位置付けて**支援を行う。
- **学校と連携して**個別支援計画を作成する。
- **月に1回以上**、学校との情報共有を行う。（対面又はオンライン）
- 情報共有の要点について、**記録**する。
（この情報共有について、関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱは算定不可）
- 記録を学校と**共有**する。
- 学校との情報共有において、個別サポート加算Ⅲによる**支援の継続要否**について検討する。（加算算定を終了しても、連携の継続に努める）
- **月に1回以上**、家族への相談援助を行う。（訪問、対面、オンライン等）
（この相談援助について、家族支援加算の算定不可）
- 相談援助の要点について、**記録**を行う。
- 市町村から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援状況等について確認があった際は、回答する。

○
月
△
日
(
□
)
日直

8) 家族支援の充実

- ① 家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し
- ② 子育てサポート加算の新設



8) 家族支援の充実

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

① 家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し

【 改正前 】

○家庭連携加算

- ・ 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に対して相談援助等を行う。

○事業所内相談支援加算

- ・ 障害及びその家族に対して相談援助を行う。
- ・ 相談援助の日時、要点に関する記録を行う。

改 正

家庭連携加算について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。
事業所内相談支援加算について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。
両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。

➡ 家族支援加算Ⅰ・Ⅱの新設

きょうだいへの支援も促進されるよう、きょうだいも対象であると明確化

○

月

△

日

(

□

)

日直

8) 家族支援の充実

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

① 家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し

【 改正後 】

○家族支援加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅰ) 家族（きょうだい含む）に対して、**個別**に相談援助を行う。

加算Ⅱ) 家族（きょうだい含む）に対して、**グループ**での相談援助を行う。

- あらかじめ、保護者の**同意**を得たうえで、**個別支援計画**に位置付ける。

- 相談は**30分以上**行う。

居宅を訪問した場合) 短時間でも相談援助を行う必要がある場合や、家族側の事情による場合は30分未満でも算定可能。

事業所等・オンライン) 30分未満は算定不可。

- 相談内容の要点等を**記録**する。

- オンラインは、原則**カメラあり**で行う。

（家族側の通信環境等の事情によりやむをえない場合は、この限りではない。）

- グループについては、**最大8世帯**までを1組とする。

- グループについては、ペアレントトレーニング等の知識や、家族支援等に一定の経験を持つ職員の下で行うことが望ましい。

- 障害児が相談援助に同席していなくても算定可能。

○

月

△

日

（

□

）

日直

8) 家族支援の充実

② 子育てサポート加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

新 設

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

○子育てサポート加算

- あらかじめ、保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付ける。
- 障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会、その他の障害児の特性や、特性を踏まえた子供への関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助を行う。
- 複数の障害児及び家族に対してあわせて支援を行う場合は、従業者1人に対して最大5世帯程度までを基本。

8) 家族支援の充実

② 子育てサポート加算の新設

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

○子育てサポート加算

《「機会の提供」について》

- ・児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が**直接支援場面の観察や参加**等をしていることを基本とする。
- ・直接支援場面に同席することが難しい場合は、マジックミラー越し等により、**支援場面の観察**しながら、異なる従業者が、家族等へ相談援助等の支援を行っても差し支えない。

《「相談援助」について》

- ・「相談援助等」とは、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、**個別に**障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、丁寧に支援を行う。

9) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算の見直し



9) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

○延長支援加算

- ・営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行う。
(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)

改 正

基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに応じた延長支援として評価を行う。

延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、**2人以上の配置**を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

9) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○延長支援加算

- 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしている。
- 運営規程に定められている営業時間が6時間以上である。（放デイ平日は除く）
- 延長支援が必要な理由を確認し、あらかじめ保護者の同意を得る。
- 個別支援計画に、支援が必要な理由、延長支援時間等位置付ける。
- 支援時間による支援の前後に、1時間以上、延長支援を行う。
- 児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は算定可能。
（この場合でも、30分以上の支援時間が必要）
- 延長支援を行う時間帯には、職員は2人以上配置する。
（2人のうち1人以上は、基準人員（児発管含む）とする。）
（医療的ケア児の場合は、看護職員等を配置する。）
- 予定していた日以外に、緊急的に延長支援を実施した場合も算定可能。
（この場合、当該理由及び延長支援時間について記録する。）
（緊急的な延長支援を行う状況が継続する場合は、個別支援計画の見直しを行う）

10) 事業所における インクルージョンに向けた 取組の推進

① 保育・教育等移行支援加算の見直し

※インクルージョンとは

障害者の権利に関する条約第19条

「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。（full **inculusion** and participation in the community）」

10) 事業所におけるインクルージョンに向けた取組の推進

① 保育・教育等移行支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正前 】

○保育・教育等移行支援加算

- ・障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行う。
- ・移行支援・相談援助の内容の要点を記録する。

改 正

保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の、移行に向けた取組等についても評価を行う。

10) 事業所におけるインクルージョンに向けた取組の推進

① 保育・教育等移行支援加算の見直し

対象：児童発達支援
放課後等デイサービス

【 改正後 】

○保育・教育等移行支援加算

- ・障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、発達支援事業所等を退所して、移行先施設に通うようになる。
 - 1) 退所前6カ月以内に移行先施設と、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設を訪問して退所後の生活に関して助言援助を行う。
 - ※退所前の移行支援については、移行先施設との会議において、移行に向けた取組等の共有や連携調整を行う。助言援助については、必要な環境調整や支援方法の伝達を行う。
 - 2) 退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行う。
 - ※退所後の居宅訪問においては、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行う。
 - 3) 退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言援助を行う。
 - ※退所後の移行先施設訪問においては、施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行う。
- ・あらかじめ保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付ける。

○
月
△
日
(
□
)
日直

11) 保育所等訪問支援の充実

- ① 関係機関連携加算の新設
- ② 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入
- ③ 訪問支援員特別加算の見直し
- ④ ケアニーズ対応加算の新設
- ⑤ 多職種連携支援加算の新設
- ⑥ 強度行動障害児支援加算の新設
- ⑦ 家族支援加算の新設

11) 保育所等訪問支援の充実

① 関係機関連携加算の新設

対象：保育所等訪問支援

新 設

効果的な支援を確保・推進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援にかかわる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース診断会議等を実施した場合の評価を行う。

○関係機関連携加算

- ・あらかじめ保護者の同意を得る。
- ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努める。
- ・関係機関との間で、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催、又は会議に参加し、情報共有・連絡調整を行う。（オンラインでの会議可）
- ・会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて個別支援計画を見直す。
- ・関係機関と連携した支援の提供を進める。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努める。
- ・会議や日常的な連絡調整等の要点を記録する。

11) 保育所等訪問支援の充実

対象：保育所等訪問支援

② 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

新 設

効果的な支援を確保・推進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。
(減算については、1年間の経過措置期間を設ける。)

○自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

- ・指定保育所等訪問事業者は、指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ・指定保育所等訪問事業者は、質の評価及び改善を行うに当たっては、「**自ら評価**」、「**障害児の保護者による評価**」、「**訪問先施設による評価**」を受けて、その**改善**を図らなければならない。
- ・おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価、訪問先施設による評価とその改善内容を、「**保護者に示す**」、「**訪問先施設に示す**」、「**インターネットの利用その他の方法により公表**」しなければならない。

※自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、**自己評価等未公表減算**の対象。
(減算の適用は、**令和7年4月1日**から)

※自己評価等の参考様式や実施手順については、こども家庭庁のホームページに掲載

11) 保育所等訪問支援の充実

③ 訪問支援員特別加算の見直し

対象：保育所等訪問支援

【 改正前 】

○訪問支援員特別加算

- ・保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置する。

改正

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく**当該職員による支援の実施**を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

11) 保育所等訪問支援の充実

③ 訪問支援員特別加算の見直し

対象：保育所等訪問支援

【 改正後 】

○訪問支援員特別加算Ⅰ・Ⅱ

- ・保育士・児童指導員、作業療法士等で、障害児支援の業務従事 **5年以上**（保育所等訪問支援等の場合、**3年以上**）の職員を配置し、**その職員が支援を行う。**

加算Ⅰ）業務従事 **10年以上**（保育所等訪問支援等の場合は、**5年以上**）

加算Ⅱ）業務従事 **5年以上10年未満**（保育所等訪問支援等の場合は、**3年以上**）

≪「障害児支援の業務従事」について≫

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の**資格を取得後**、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ・児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として**配置された日以後**、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

≪「保育所等訪問支援の業務従事」について≫

- ・理学療法士等の**資格を取得後**、又は児童指導員等として**配置された日以後**、指定保育所等訪問等の業務に従事した期間

○

月

△

日

（

□

）

日直

11) 保育所等訪問支援の充実

④ ケアニーズ対応加算の新設

対象：保育所等訪問支援

新 設

ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う。

○ケアニーズ対応加算

・ **訪問支援員特別加算の対象**となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行う。

《「重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児」について》

- ・ 重症心身障害児
- ・ 身体障害者手帳 1 級・ 2 級
- ・ 療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

※訪問支援員特別加算の対象職員が直接支援しなくても算定可能。ただし、支援内容について、事前の確認や事後のフォローなど、サポートを行う。

11) 保育所等訪問支援の充実

⑤ 多職種連携支援加算の新設

対象：保育所等訪問支援

新 設

障害特性や子供の状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価を行う。

○多職種連携支援加算

- ・訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行う。
- ・2人以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行う。
- ・複数人のうち1人以上は、訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員である。
- ・複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有する。（以下のいずれかの資格・経験を有する）

「保育士・児童指導員」「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「看護職員」
「児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員」「心理担当職員」

- ・あらかじめ、多職種連携による支援の必要性和支援内容を個別支援計画に明記し、保護者の同意を得る。
- ・支援にあたる複数人が、支援時間を通じて滞在し、連携して支援を行う。
- ・訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録する。

11) 保育所等訪問支援の充実

⑥ 強度行動障害児支援加算の新設

対象：保育所等訪問支援

新 設

強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

○強度行動障害児支援加算

- ・強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を配置（児発管でも可）
- ・強度行動障害を有する児（**児基準20点以上**）が対象。
- ・強度行動障害支援者養成研修（**基礎研修**又は**実践研修**）を修了した職員が支援を行う。
- ・実践研修修了者が、**支援計画シート**を作成。
（対象児童が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努める。）
- ・**実践研修修了者**又は**基礎研修修了者**が、支援計画シートに基づき支援する。
（基礎研修修了者支援を行う場合は、**実践研修修了者が1月に1回以上**、当該児の観察及び支援について確認。（訪問することが望ましいが、オンラインや記録等による観察・確認も可））

≪児発管を実践研修修了者とした場合≫

「**配置**」と「**計画作成**」は児発管（実践研修修了者）で**可**。

「**支援計画シートに基づく支援**」は児発管（実践研修修了者）では**不可**。

（別の実践研修修了者又は基礎研修修了者が実施すること。）

11) 保育所等訪問支援の充実

⑦ 家庭連携加算の見直し

対象：保育所等訪問支援

【 改正前 】

○家庭連携加算

- ・児童の家族に対して、居宅を訪問して、個別に相談援助を行う。

改 正

家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う。

➡ 家族支援加算の新設

○
月
△
日
(
□
)
日直

11) 保育所等訪問支援の充実

⑦ 家庭連携加算の見直し

対象：保育所等訪問支援

【 改正後 】

○家族支援加算Ⅰ・Ⅱ

加算Ⅰ) 家族（きょうだい含む）に対して、**個別**に相談援助を行う。行う。

加算Ⅱ) 家族（きょうだい含む）に対して、**グループ**での相談援助を行う。

- あらかじめ、保護者の**同意**を得たうえで、**個別支援計画**に位置付ける。
- 相談は**30分以上**行う。
 - 居宅を訪問した場合**) 短時間でも相談援助を行う必要がある場合や、家族側の事情による場合は30分未満でも算定可能。
 - 事業所等・オンライン**) 30分未満は算定不可。
- 相談内容の要点等を**記録**する。
- オンラインは、原則**カメラあり**で行う。
(家族側の通信環境等の事情によりやむをえない場合は、この限りではない。)
- グループについては、**最大8世帯**までを1組とする。
- グループについては、ペアレントトレーニング等の知識や、家族支援等に一定の経験を持つ職員の下で行うことが望ましい。
- 障害児が相談援助に同席していなくても算定可能。

ご視聴ありがとうございました。
横断的事項の動画もぜひご覧ください。

○
月
△
日
(
□
)
日直

